

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	あっとほーむケアー訪問看護リハビリテーション
所在地	〒247-0013 横浜市栄区上郷町84-12 港南台カワマヒルズ102
事業所指定番号	14635900526
管理者・連絡先	安藤真紀 電話：045-897-6616
サービス提供地域	栄区全域、港南区、磯子区、戸塚区、金沢区、鎌倉市の一部

2. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	1名
訪問看護師	7名（常勤）
	2名（非常勤）
理学療法士	2名（常勤）
	6名（非常勤）
言語聴覚士	1名（非常勤）
事務担当者	2名（常勤）

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ※年末年始12月30日から1月3日、土日祝日は お休みとさせていただきます。	午前8時30分～午後5時30分

4. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特徴を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

5.相談窓口、苦情対応

- ①利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ②事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ③事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	045-897-6616	FAX番号	045-897-6617
担当	あっとほーむケアー訪問看護リハビリステーション 所長 安藤真紀		
その他	相談・苦情については、担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し担当者、管理者に引継ぎます。		

- その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所 在 地：横浜市西区楠町27-1
	電話番号：045-359-3447
	FAX 番号：0570-033110
	対応時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00
はまふくコール	電話番号：045-894-8547
	対応時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00
栄区役所高齢・障害支援課	所 在 地：桂町303-19
	電話番号：045-894-8547
	FAX 番号：045-893-3083
港南区役所高齢・障害支援課	所 在 地：中央通10-1
	電話番号：045-847-8495
	FAX 番号：045-845-9809
戸塚区役所高齢・障害支援課	所 在 地：戸塚町16-17
	電話番号：045-866-8452
	FAX 番号045-881-1755
金沢区役所高齢・障害支援課	所 在 地：泥亀2-9-1
	電話番号：045-788-7868
	FAX 番号：045-786-8872
鎌倉市・高齢者いきいき課	所 在 地：鎌倉市御成町18-10
	電話番号：0467-23-3000

6.運用法人の概要

名 称	ビーコンサービス株式会社
代表者	代表取締役 安藤雅樹
所在地・連絡先	〒247-0013 横浜市栄区上郷町84-12港南台カワマヒルズ201

7.利用者負担金について

〔介護保険の場合〕

【介護保険対応 訪問看護利用料金表（非課税）】（2024.06.01～）

サービス内容	金額	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割	単位	サービス提供時間	基本単位	
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,491円	350円	699円	1,048円	314	1回につき 20分未満	314単位	
訪問看護Ⅰ-2・時間内	5,237円	524円	1,048円	1,572円	471	1回につき 30分未満	471単位	
訪問看護Ⅰ-3・時間内	9,151円	916円	1,831円	2,746円	823	1回につき 30分以上1時間未満	823単位	
訪問看護Ⅰ-4・時間内	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,128単位	
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	3,269円	327円	654円	981円	294	※リハビリ 20分	294単位	
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	6,538円	654円	1,308円	1,962円	588	リハビリ 40分 294単位×2		
訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	8,840円	884円	1,768円	2,652円	795	リハビリ 60分 265単位×3（100分の90）	795単位	
特別管理加算Ⅰ （1ヶ月に1回）	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。		
特別管理加算Ⅱ （1ヶ月に1回）	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。		
複数名訪問看護加算Ⅰ（30分未満）	2,824円	283円	565円	848円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。		
（30分以上）	4,470円	447円	894円	1,341円	402			
複数名訪問看護加算Ⅱ（30分未満）	2,235円	224円	447円	671円	201	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合に算定。		
（30分以上）	3,525円	353円	705円	1,058円	317			
長時間訪問看護加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定		
初回加算（Ⅰ）	3,892円	390円	779円	1,168円	350	病院・診療所等から退院した日に指定訪問看護を行った場合		
初回加算（Ⅱ）	3,336円	334円	668円	1,001円	300	病院・診療所等から退院した日の翌日以降に指定訪問看護を行った場合		
退院時共同指導加算	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合		
口腔連携強化加算	556円	56円	112円	167円	50	月1回		
* 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,672	668円	1,335円	2,002円	600	月1回		
* ターミナルケア加算	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	2,500	死亡月につき1回算定。		

*PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリは上限は週120分迄。

*介護予防訪問看護の利用料も同様の金額になります。

*緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にある ステーションが算定することができます。

※ 夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

【介護予防 訪問看護利用料金表（非課税）】（2024.06.01～）

サービス内容	金額	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割	単位	サービス提供時間	基本単位
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,369円	337円	674円	1,011円	303	1回につき 20分未満	303単位
訪問看護Ⅰ-2・時間内	5,015円	502円	1,003円	1,505円	451	1回につき 30分未満	451単位
訪問看護Ⅰ-3・時間内	8,829円	883円	1,766円	2,649円	794	1回につき 30分以上1時間未満	794単位
訪問看護Ⅰ-4・時間内	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,090単位
訪問看護Ⅰ-5（PT・OT・ST）	3,158円	316円	632円	948円	284	※リハビリ 20分	284単位
訪問看護Ⅰ-5（PT・OT・ST）	6,316円	632円	1,264円	1,895円	568	リハビリ 40分 284単位×2	
訪問看護Ⅰ-5・2超（PT・OT・ST）	4,737円	474円	948円	1,422円	426	リハビリ 60分 142単位×3	
特別管理加算Ⅰ（1ヶ月に1回）	5,560円	556円	1,112円	1,668円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算Ⅱ（1ヶ月に1回）	2,780円	278円	556円	834円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算Ⅰ（30分未満）	2,824円	283円	565円	848円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
複数名訪問看護加算Ⅱ（30分未満）	2,235円	224円	447円	671円	201	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合に算定。	
長時間訪問看護加算	3,336円	334円	668円	1,001円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算（Ⅰ）	3,892円	390円	779円	1,168円	350	病院・診療所等から退院した日に指定訪問看護を行った場合	
初回加算（Ⅱ）	3,336円	334円	668円	1,001円	300	病院・診療所等から退院した日の翌日以降に指定訪問看護を行った場合	
退院時共同指導加算	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
口腔連携強化加算	556円	56円	112円	167円	50	1か月につき1回算定。	
* 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,672円	668円	1,335円	2,002円	600	1か月につき1回算定。	
* ターミナルケア加算	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	2,500	死亡月につき1回算定。	

*PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリは上限は週120分迄。

*緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にある ステーションが算定することができます。

※ 夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を超えてから片道概ね1km以上につき100円を徴収いたします。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費8,000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで15,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者自己負担相当額 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 緊急連絡 TEL 070-1391-3939
--------	---

《医療保険の場合》

【医療保険対応 訪問看護利用料金 (非課税)】

☆基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。 健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合	金額 ※1	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	14,250円	1,425円	2,850円	4,275円
2日目以降	週3日目まで	860円	1,710円	2,570円
	週4日目以降	960円	1,910円	2,870円
同日2回目	4,500円	450円	900円	1,350円
同日3回目	8,000円	800円	1,600円	2,400円
外泊時（入院中1回または2回）	8,500円	850円	1,700円	2,550円

☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします

	金額	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。

	金額	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
緊急訪問看護加算15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問加算（6-8・18-22）	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算（3歳未満）	500円	50円	100円	150円
幼児加算（3歳以上6歳未満）	500円	50円	100円	150円
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算（准看）	3,800円	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算（看護補助者）	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円
※ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

【自立支援医療保険対応 訪問看護利用料金（非課税）】

☆基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

精神基本療養費Ⅰ/負担割合		金額 ※1	1割負担の方
看護師等	3日目まで30分以上	5,550 円	555 円
	3日目まで30分未満	4,250 円	425 円
	4日以降30分以上	6,550 円	655 円
	4日以降30分未満	5,100 円	510 円
複数名 精神科訪問看護加算		金額 ※1	1割負担の方
看護師等 1回		4,500 円	450 円
看護師等 2回		9,000 円	900 円
看護補助者		3,000 円	300 円
複数回 精神科訪問看護加算		金額 ※1	1割負担の方
2回		4,500 円	450 円
3回		8,000 円	800 円

☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします。

	金額	1割負担の方
情報提供療養費	1,500 円	150 円
24時間対応体制加算	6,800 円	680 円
特別管理加算（Ⅱ）	2,500 円	250 円
特別管理加算（Ⅰ）	5,000 円	500 円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します。

	金額	1割負担の方
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円
特別管理指導加算	2,000 円	200 円
退院時支援指導加算	6,000 円	600 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	200 円
緊急訪問看護加算14日目まで	2,650 円	265 円
緊急訪問看護加算15日以降	2,000 円	200 円
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円
早朝・夜間訪問加算（精神含）（6-8・18-22）	2,100 円	210 円
深夜訪問看護加算（精神含）（22-6）	4,200 円	420 円
乳幼児加算（3歳未満）	500 円	50 円
幼児加算（3歳以上6歳未満）	500 円	50 円
複数名訪問看護加算	4,500 円	450 円
複数名訪問看護加算（准看）	3,800 円	380 円
複数名訪問看護加算（看護補助者）	3,000 円	300 円
訪問看護医療DX情報活用加算	50 円	5 円
※ターミナルケア療養費	25,000 円	2500 円

【 医療保険対象外の自費ご利用料金（税込） 】

サービス内容			料金	
交通費	平日・休日	5k m未満	300円	
		5k m以上～10k m未満	600円	
		10k m以上	1,000円	
土曜・日曜・祝日 訪問料金		訪問毎	1,000円	
年末年始 訪問料金		訪問毎	3,000円	
延長料金	1時間30分を超えたサービスを 提供した場合		30分毎	4,000円
在宅以外での訪問看護・退院日当日2回目以降 ・1日4回目以降の訪問看護			1時間まで	8,000円
受診の同行			2 時間まで	5,000円
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費			15,000円
キャンセル料	サービス利用日（ご連絡なしの場合）		利用者自己負担相当額	
但し、利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。				

8. キャンセル

1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : 045-897-6616

2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

サービス利用日の当日のご連絡の場合、利用者自己負担相当額を申し受けることとなりますので、ご了承ください(キャンセル料金に関しては別表 1 (介護)、別表 3 (医療) 参照)。

ただし利用者の容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

9. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

10. 個人情報保護

1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密について、利用者又は第三者の生命・身体等に危険があるなどの正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には（介護保険の場合居宅介護支援事業者との連絡調整をし）、必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することが出来るものとします。

11. 虐待防止のための措置

1 事業者は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。

2 事業者は、虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。

3 事業者は、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。

4 事業者が、身体的拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。